

府労組連・夏季要求がまたひとつ実現、制度化！

## 障がいのある職員の「早出遅出勤務」導入

府教委は、18日、「早出遅出勤務に係る手続きについて」を通知し、「障がいのある職員が、自らの希望や障がいの特性等に応じて、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう、勤務時間の割り振りについて可能な限りの配慮を行う」こととし、障がいのある職員を「早出遅出勤務」の対象とするしました。

この通知は、府労組連・夏季交渉で要求し、「今年度中に早出遅出勤務の対象に障がいのある職員を追加」という回答を受けてのものです。

### ア. 対象者

障がいのある職員のうち、次に掲げる職員で、障害の特性に応じた安定的な勤務のために、所属長又は直接監督責任者が必要と認めた職員。ただし、公務の運営に支障がない場合に限る。

#### a 身体障害者

身体障害者手帳の交付を受けている職員

#### b 知的障害者

療育手帳の交付を受けている職員及び児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された職員

#### c 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている職員

#### d a～cのほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員

当該職員を判断した医師の診断書又は意見書（障がいの状況・程度、病名、配慮事項等が記載されたもの）その他必要な情報に基づき、認められる職員

### イ. 勤務時間

a 校長は、学校所定の始業又は就業の時刻から前30分、後45分の範囲内において15分を単位として早出遅出勤務を設定することができるものとする。

施行日 2019年10月18日

## 府高教＝労働組合に加入し、働きやすい職場を

今ある権利は、私たちの先輩や仲間が安心して教職員を続けるために長年要求し、段階的に獲得した権利です。前進する部分があれば、従来あった権利が少しずつ改悪されるなど、維新府政以後、働きにくさが進んでいます。「いつまでも安心して働くため」には、府高教のなかまを増やし、労働組合の力を大きくすることが不可欠です。私たちの働く環境は、府立高校の生徒の学ぶ環境にもつながるものです。

みんなで力を合わせ、働きやすい職場を作っていきましょう！

[府高教加入申し込み](#)



みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！